

商工第 199 号  
令和 4 年 11 月 30 日

岩手県商工会議所連合会 会長  
岩手県商工会連合会 会長  
岩手県商店街振興組合連合会 会長  
岩手県中小企業団体中央会 会長  
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事  
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長  
公益財団法人岩手県観光協会 理事長  
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について  
本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 66 回本部員会議が開催されましたので、関係資料を送付いたします。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容や知事メッセージ等について御了知いただき、会員等の皆様へ一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくことについての周知徹底に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 藤枝  
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第66回本部員会議  
知事メッセージ（令和4年11月30日）

県内の感染状況は、本日（11月30日現在）、人口10万人当たりの新規感染者数が846.4人と、本県で過去最大となった925.9人に迫る状況となっております。

現在、医療現場の負荷が高まっています。また、医療従事者の感染や濃厚接触により、勤務できない職員も増加しています。

医療のひっ迫を避けるため、新規感染者が増えないよう感染対策の徹底をお願いします。

県民の皆様には、こまめな手洗い、場面に応じた不織布マスクの着用のほか、次のことを実践されるようお願いいたします。

- ・オミクロン株対応ワクチン接種を希望の方は、早期に接種頂きますようお願いいたします。
- ・窓や扉の開放、空気清浄機による室内の換気、湿度の調節を心掛けるようお願いいたします。
- ・自宅療養に備え、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の準備をお願いします。
- ・医療機関を受診する場合は、可能な限り平日・日中に相談・受診して頂きますようお願いいたします。

先週、国の基本的対処方針が変更され、保健医療への負荷が高まった場合の対応が示されました。県内において、医療への負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じる場合には、国の基本的対処方針に基づき、より慎重な行動の協力要請を検討しなければなりません。

そのような状況にならないようにするためにも、県民の皆様には、一人ひとりが場面場面に応じた感染対策を徹底して頂くようお願いいたします。

令和4年11月30日  
岩手県知事 達増 拓也

## 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の主な変更点について

### 1 緊急事態措置の発出及び解除 (P17)

令和 3 年 11 月に国のコロナ分科会提言において示された、都道府県ごとに感染の状況や医療のひっ迫の状況等を評価するためのレベル分類については、「旧レベル分類」とし、国による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」発出等の判断に当たる考え方として、基本的対処方針への位置付けを継続する。

### 2 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策 (P19)

オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本的な考え方とする。

### 3 保健医療への負荷が高まった場合の対応 (P27)

オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目した「新レベル分類」へ見直し、各段階に応じた感染拡大防止措置を講じる。

#### (1) 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策

新レベル分類のレベル 3 において、地域の実情に応じて、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、以下の対策を実施

- ・ 住民に対して、感染拡大の状況や医療の負荷の状況に関する情報発信を強化、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ
- ・ 事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけ

#### (2) 「医療非常事態宣言」に基づく対策

新レベル分類のレベル 3 において、急速な感染拡大が生じている場合や、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階（レベル 4）になることを回避するために、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、以下の対策を実施

- ・ 住民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ

# 岩手県における新レベル分類の運用について

オミクロン株に対応した新レベル分類における、岩手県の判断基準については、以下のとおりとする。

		感染小康期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療機能不全期
オミクロン株 対応の 新レベル分類		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
レベル判断に関する事象	保健医療の 負荷の状況	・ 外来医療・入院医療ともに負荷は小さい	・ 診療・検査医療機関（発熱外来）の患者数が急増し負荷が高まり始める ・ 救急外来の受診者数が増加する ・ 病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇傾向となる	・ 発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生 ・ 救急搬送困難事案が増加する ・ 入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる	・ 膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般外来にも患者が殺到する ・ 救急車を要請されても対応できない状況が発生する。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・ 膨大な数の感染者により入院が必要な中等症・重症の患者数の絶対数が著しく増加する ・ 多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫する ・ 入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生する ・ 通常診療を大きく制限せざるを得ない状態
	社会経済 活動の状況	—	・ 職場の欠勤者が増加し、業務継続に支障を生じる事業者が開始する	・ 職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	・ 職場の欠勤者数が膨大になり社会インフラの維持に支障が生じる
	感染状況	・ 感染者数は低位で推移しているか、徐々に増加している状態	・ 感染者数が急速に増え始める	・ 医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	・ 今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生する
レベル判断に関する指標		病床使用率： 概ね0～30%	病床使用率： 概ね30～50%	病床使用率： 概ね50%超 重症病床使用率： 概ね50%超	病床使用率： 概ね80%超 重症病床使用率： 概ね80%超

## 岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年4月10日

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部  
(令和2年4月23日改定)  
(令和2年5月5日改定)  
(令和2年5月15日改定)  
(令和2年5月26日改定)  
(令和3年1月8日改定)  
(令和3年3月8日改定)  
(令和3年12月15日改定)  
(令和4年5月30日改定)  
(令和4年11月30日改定)

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に当たっては、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「国の基本的対処方針」という。）によることを基本とすることとし、これに追加する方針については、本方針によるものとする。

### 一 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

#### (1) 感染防止策

##### 1) 岩手緊急事態宣言の発出及び解除

岩手県における令和3年11月8日の国の新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会提言におけるレベル分類の判断基準については、別表のとおりとし、県は、感染拡大期においてはレベル3に至らないようにすることを目的として、岩手緊急事態宣言を発出する。

##### (岩手緊急事態宣言発出の考え方)

県内において、感染拡大の傾向があると認められる場合に、医療提供体制やクラスターの発生状況等を踏まえて、県対策本部長が総合的に判断する。

##### (岩手緊急事態宣言解除の考え方)

県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制の状況を踏まえて、県対策本部長が総合的に判断する。

## 2) 岩手警戒宣言の発出及び解除

### (岩手警戒宣言発出の考え方)

県内において、感染リスクが高まっていると認められる以下のような場合等に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 大都市圏や隣県において感染が拡大している場合
- ・ 県内において感染拡大の兆候が見られる場合
- ・ 県内において感染拡大が懸念される新たな変異株が確認された場合

### (岩手警戒宣言解除の考え方)

県内において、上記の岩手警戒宣言発出の事由が無くなったと認められる場合等に県対策本部長が総合的に判断する。

## 二 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (1) サーベイランス・情報収集

- ① 県は、原則として、積極的疫学調査により、濃厚接触者に限らず広く感染の可能性のある接触者を把握し、適切な感染対策を行う。

### (2) 検査

- ① 県は、「岩手緊急事態宣言」における取組として法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請する。

### (3) まん延防止

#### 1) 国の基本的対処方針における緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

- ① 県は、「岩手緊急事態宣言」における取組として、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における感染拡大の傾向がみられる場合の取組等に準拠し、県内の感染拡大防止に必要な対策を講じる。
- ② 県は、「岩手警戒宣言」における取組として、警戒強化のため、感染及び医療の状況について客観的な数値を示すとともに、県民に対し基本的感染対策の再徹底や感染リスクの高い行動を回避すること等の呼びかけを行う。

#### (4) 医療提供体制の強化

県は、新型コロナウイルス感染症の患者に対し適切な医療を提供するとともに、一般医療への影響を最小限に止めるため、岩手県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の方針を定める。

県は、岩手県医師会、岩手医科大学をはじめとする医療関係団体や、県立病院等の公立・公的病院などとの緊密な連携の下、限られた医療資源を“オール岩手”で有効に活用する医療体制を整備する。

## 別表

### レベル分類の判断基準

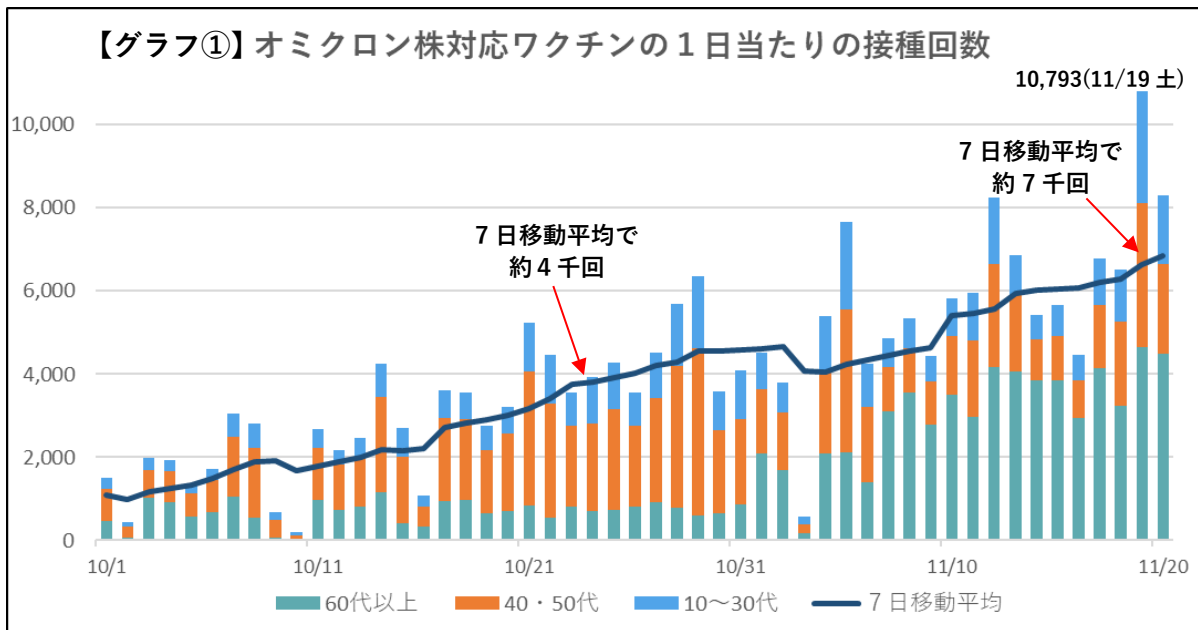
新たなレベル分類	判断基準
レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況
レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	医療体制のフェーズが2になった場合 (確保病床の使用率が概ね20%を超えた状況)
レベル3 (対策を強化すべきレベル)	「3週間後に必要とされる病床数」が県内において確保病床数に到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に、県が総合的に判断する その際には、感染状況その他様々な指標も併せて評価する
レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況



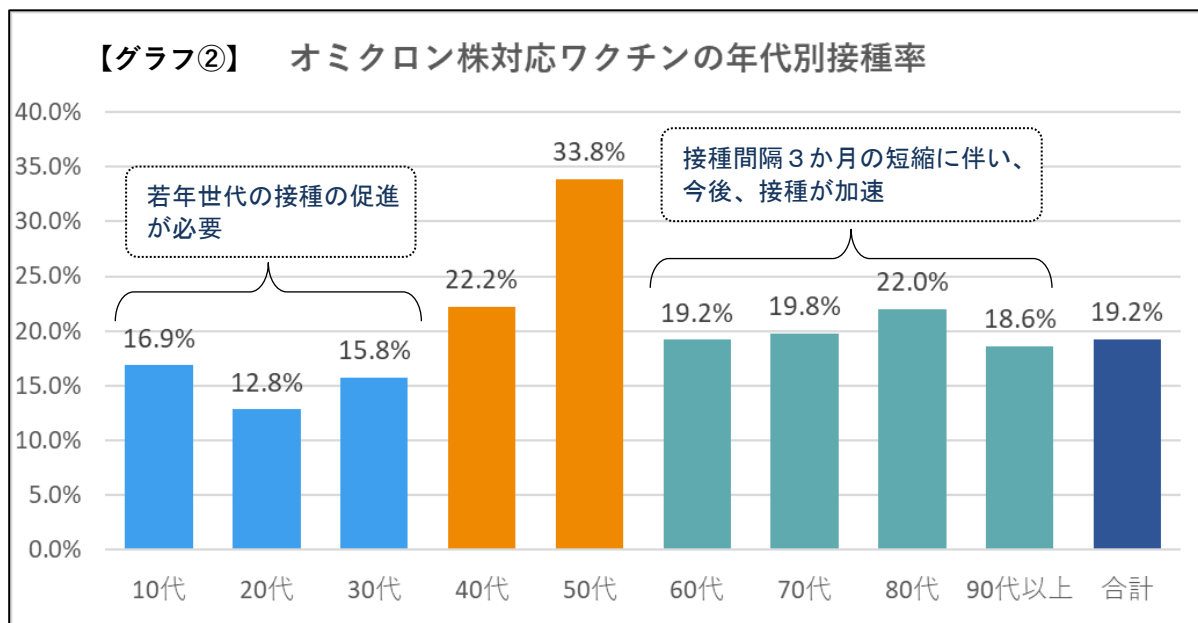
## オミクロン株対応ワクチンの接種について

### 1 オミクロン株対応ワクチンの接種状況

- (1) オミクロン株対応ワクチンについて、県内では、11月25日時点で約23万回の接種が実施されており、全人口に占める接種率は19.2%で、全国の接種率15.5%を上回っている。
- (2) また、1日当たりの接種回数は順調に増えており、年内の接種完了に向けて、医師会や医療機関と連携し、更なる接種の加速に取り組んでいく。【グラフ①】
- (3) 年齢別で見ると、50代が33.8%と最も高くなっているが、前回からの接種間隔が3か月に短縮されたことに伴い、今後は60代以上の接種が加速していく見込み。  
一方、若年世代の接種率が低位に推移していることから、県医師会と連携し、SNSやテレビ、新聞広告等により、広くワクチン接種を呼びかけていく。【グラフ②】



※ VRS 入力による接種実績の反映までに1週間程度を要するため、統計データは11/20までのもの。



## 2 今後の取組方向

### (1) 市町村の接種体制の拡充

オミクロン株対応ワクチンの年内の接種完了に向け、市町村では医療機関での個別接種のほか、地域の実情に応じて集団接種を実施しているところ。

一部の市町村では、予約状況を踏まえ、集団接種の予約枠の拡大などに取り組んでいるが、その他の市町村でも円滑かつ迅速に接種が進むよう、郡市医師会や関係機関と連携し、接種体制の拡充に取り組んでいる。

### (2) 県集団接種の予約枠・接種日程の拡充

県集団接種は、12/3(土)、4(日)の予約枠を3千回程度に拡大するほか、年末年始前の接種機会を確保するため、12/24(土)、25(日)の接種日程を追加し、接種の加速に取り組んでいく。

また、12/25(日)は使用するワクチンをファイザー社(BA.4/5)に切り替え、接種対象者を12歳以上に拡大のうえ実施する。

さらに、現役世代や若年世代の接種を促進するため、接種対象者を2名以上確保できる県内の企業、団体、大学、専修学校、その他のグループ等を対象とした団体接種を継続して実施する。

#### 【県集団接種における3～5回目実績】

接種期間	使用したワクチン	接種回数
9/24～11/6	モデルナ社2価ワクチン(BA.1対応)他	5,477回

#### 【団体接種の実績・予約状況】

接種日	延べ申込団体数	接種実績
9/24(土)、25(日)	2団体	179回
11/5(土)、6(日)	5団体	172回
11/19(土)、20(日)	5団体	350回
計	12団体	701回

予約状況に応じて、  
更なる予約枠の拡大も検討

#### 【集団接種の予約枠・接種日程の拡充】

接種日	会場	使用するオミクロン株 対応ワクチン		予定回数		予約状況(11/29時点)	
				拡大前	拡大後	予約人数	拡大後の 予約率
12/3(土) 4(日)	ツガワ未来館 アピオ	モデルナ (BA.1)	18歳以上	2,400回	約3,000回	1,914人	63.8%
12/24(土) 25(日)	ツガワ未来館 アピオ	モデルナ (BA.4/5) ファイザー (BA.4/5)	18歳以上 12歳以上	—	約3,000回	予約開始日は 別途公表	
計				2,400回	約6,000回		

※ 令和5年1月以降は、市町村の接種の進捗状況や国の動向を踏まえ、検討していく。

〈 新型コロナワクチン接種 〉  
2022年（令和4年）



秋から冬にかけての接種【令和4年秋開始接種】  
についてのお知らせ



いずれかのワクチンで1回追加接種しましょう



接種の対象と使用するワクチン



これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチン（新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン）による接種を完了するようおすすめしています。

（※）これまでの接種回数に応じ、3～5回目接種として1回の接種が受けられます。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈12歳以上の方に使用するワクチン〉

ワクチンの種類	1・2回目接種	3回目以降の接種（注1）	
	12歳以上	12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン	○【従来型】	○【オミクロン株対応型】	○【オミクロン株対応型】
モデルナ社ワクチン	○【従来型】	×	○【オミクロン株対応型】
武田社ワクチン （ノバパックス）	○【従来型】	×	○【従来型】 ※3回目以降の接種はオミクロン株対応2価ワクチンが基本だが、選択肢として接種可能

（注1）最終接種から一定期間（ファイザー社及びモデルナ社ワクチン：3か月、武田社ワクチン（ノバパックス）：6か月）以上経過している方は接種可能。

【参考】〈12歳未満（生後6か月～11歳）の方に使用するワクチン（注2）〉

ワクチンの種類	1・2回目接種	3回目接種	
	生後6か月～11歳	生後6か月～4歳	5歳～11歳
ファイザー社ワクチン	○【従来型】	○【従来型】 ※初回接種の3回目として、1～3回目接種を一連の接種として実施	○【従来型】 ※3回目接種は、初回接種（1・2回目接種）を終了した後の追加接種として実施

（注2）用量等が異なるため、5～11歳には小児用ワクチン、6か月～4歳には乳幼児用ワクチンを使用します。

ワクチン接種の  
詳しい情報に  
ついてはこちらを  
ご覧ください

mRNA  
ワクチン  
に関する  
Q&A▶



組換え  
タンパク  
ワクチン  
に関する  
Q&A▶



武田社  
ワクチン  
（ノバパックス）  
に関する  
情報▶



生後6か月  
～4歳の  
お子様の  
接種に  
ついて▶



5歳～  
11歳の  
お子様の  
接種に  
ついて▶



よくあるご質問

Q. 令和4年秋開始接種では、どのワクチンがおすすめですか。

A. 令和4年秋開始接種においては、基本的にはオミクロン株対応2価ワクチンをおすすめしており、現時点では、ファイザー社及びモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチンを供給しています。何らかの理由でこれら以外のワクチンでの接種を希望される方については、従来型の武田社ワクチン（ノバパックス）で令和4年秋開始接種を受けていただくことができます。接種を迷う場合についてはかかりつけ医等にご相談ください。

Q. 従来型の武田社ワクチン（ノバパックス）を接種した後にオミクロン株対応2価ワクチンを接種することはできますか。

A. 令和4年秋開始接種として、従来型の武田社ワクチン（ノバパックス）を1回接種した場合、オミクロン株対応2価ワクチンを含めその後の更なる追加接種を受けることはできません。

Q. 従来型の武田社ワクチン（ノバパックス）の追加接種はオミクロン株にも有効なのでしょうか。

A. 現在流通している従来型の武田社ワクチン（ノバパックス）には、現在流行の中心であるオミクロン株の成分は含まれず、従来株の成分のみで作られており、基本的にはファイザー社又はモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチンをおすすめしています。ただし、従来型の武田社ワクチン（ノバパックス）の追加接種により、オミクロン株に対する抗体価が上昇することが確認されており、オミクロン株に対しても一定の効果が期待できるとされています。

## オミクロン株対応2価ワクチンの効果

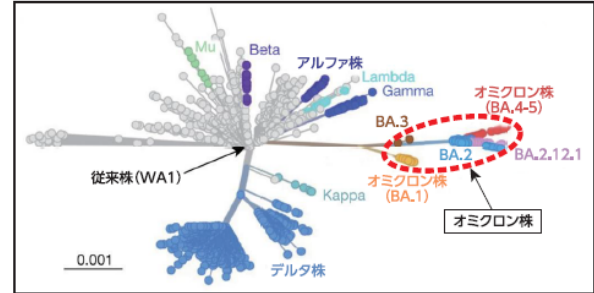


Q. BA.1対応型ワクチンよりBA.4-5対応型ワクチンのほうが効果があると聞きましたが、本当ですか？BA.4-5対応型ワクチンを接種できるようになったので、BA.1対応型ワクチンの接種は控えて、少し待ってでもBA.4-5対応型ワクチンを接種するほうがよいのではないのでしょうか。

A. 現時点の知見を踏まえた専門家による検討では、免疫を刺激する性質を比較した場合、従来株と現在流行しているオミクロン株との差と比較すると、オミクロン株の中での種類(BA.1とBA.4-5)の差は大きくないことが示唆されています。オミクロン株対応2価ワクチンは、オミクロン株の種類(BA.1とBA.4-5)に関わらず、オミクロン株成分を含むことで、現在の流行状況では**従来型ワクチンを上回る効果**があること、オミクロン株と従来株の2種類の成分が含まれることで、**今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いこと**が期待されています。そのため、**その時点で早く接種可能なオミクロン株成分を含むワクチンを接種いただくようお願いします。**

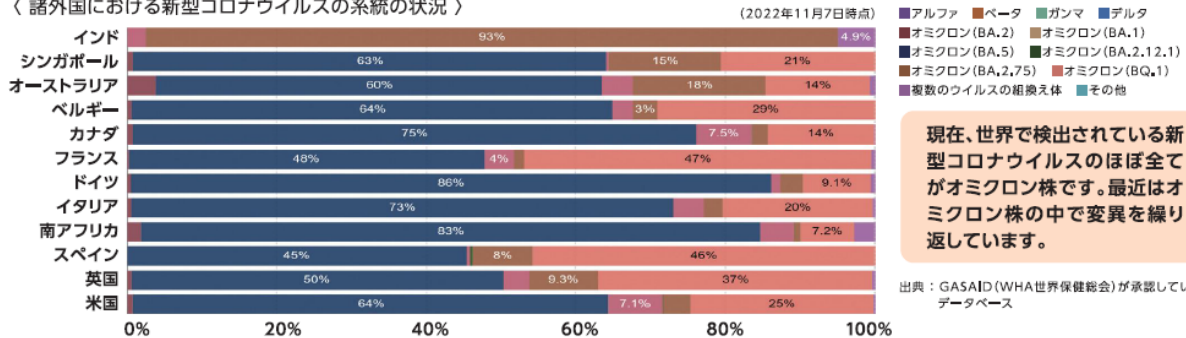


〈新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹)〉



(※)出典をもとに改変  
出典: Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

〈諸外国における新型コロナウイルスの系統の状況〉



〈諸外国において、2022年秋以降に追加接種が推奨されているオミクロン株対応2価ワクチン〉 (2022年10月28日時点)

国	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	推奨ワクチン
日本	厚生科学審議会	2022/9/14	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
米国	CDC/FDA	2022/9/1	BA.4-5対応型
英国	JCVI	2022/9/3	BA.1対応型
イスラエル	保健省	2022/9/20	BA.4-5対応型
フランス	保健省	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
ドイツ	STIKO	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
カナダ	NACI	2022/10/7	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型

(※) CDC: 疾病予防管理センター  
FDA: 食品医薬品局  
JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会  
STIKO: 予防接種常設委員会  
NACI: 予防接種に関する諮問委員会  
出典: 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料 より

### ◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副作用のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

### ◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



## 保育園等における抗原定性検査キットの配布について

### 1 目的

感染を早期に発見し、感染拡大を防止するため、高齢者施設や保育所等の職員等を対象として、新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査を実施するもの。

### 2 対象地域

県内全域（盛岡市を除く<sup>※1</sup>）

※1 盛岡市においても、同様の集中的検査を実施

### 3 対象施設及び対象者

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等
  - ・施設従事者
- (2) 高齢者施設、障がい者施設等（入所系、通所系、訪問系）
  - ・施設従事者
  - ・新規入所者（入所系の施設に限る）

### 4 検査方法

抗原定性検査キットにより、次の頻度で検査を実施

- (1) 施設従事者
  - ・週 2 回（濃厚接触者の待機期間短縮のための検査にも使用可）
- (2) 新規入所者
  - ・新規入所時に 1 回

### 5 実施期間

令和 4 年 8 月 9 日<sup>※2</sup>から当面の間

※2 終了時期は、県内の感染状況により県が判断

### 6 実施方法

(1) 意向確認

- ・施設から参加希望を申込<sup>※3</sup>

※3 現時点の申込期限は、令和 4 年 12 月 10 日

(2) 抗原検査キットの配布

- ・参加施設あて検査キットを配布（1～3 か月分）
- ・抗原検査キットの残数により、検査キットを追加配布

(3) 検査実施

- ・各施設において検査を実施

【検査結果に係る対応】

（陽性の場合）

- ① 65 歳未満等の重症化リスクの低い方
  - ・いわて陽性者登録センターに連絡し登録
  - ・かかりつけ医や診療・検査医療機関に相談
- ② 65 歳以上の方等
  - ・かかりつけ医や診療・検査医療機関に相談

（陰性の場合）

- ・新型コロナウイルス感染症に感染している可能性は否定できないことから、感染対策の徹底を継続

(4) 検査結果の報告

- ・毎週報告（インターネットを利用した方法により県あて報告）

(5) 集中的検査実施期間の終了後の対応

- ・集中的検査終了時に、施設で保管する検査キットがある場合は、次の集中的検査期間に備え、施設内で適切に保管



↓ 右ページ下からの続き

## 自宅で療養される方は、MY HER-SYS (マイハーシス)に登録をお願いします。



いわて陽性者登録センターへの登録が完了すると、いわて健康フォローアップセンターからスマートフォンに、MY HER-SYSの登録用URLとIDが送られてきます。登録すると、健康観察がスマートフォン上でできるようになりますので、1日1回、体温や体調などをご入力ください。

入力された情報は、保健所やいわて健康フォローアップセンターで確認できますので、体調が悪化した場合、円滑な相談が可能です。

### 症状が悪化したら

**いわて健康フォローアップセンターに連絡**  
電話 0570-089-005 (24時間対応)



### 感染対策を！

冬は新型コロナウイルス感染症以外にも感染症が流行しやすい季節  
改めて感染対策の徹底をお願いします

- 手洗いや手指の消毒、換気、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策を徹底しましょう。
- 外食をする際は、感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証店」の利用を推奨します。
- 会食は、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクの着用をお願いします。

### 相談窓口はこちら

県の対策や予防法などについて相談したい方

#### ● 一般相談窓口 (コールセンター)

電話 019-629-6085

FAX 019-626-0837

受付時間/9:00~21:00(土日・祝日を含む)

ワクチンの有効性や安全性、副反応などについて相談したい方

#### ● 岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター

電話 0120-89-5670

受付時間/24時間(土日・祝日を含む)

ご注意ください!

この紙面の情報は2022年11月1日現在のものです。  
新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況によって、発行日時点では、掲載した内容に変更が生じている場合があります。  
最新の情報は県ホームページなどでご確認ください。



岩手県 コロナウイルス 検索

# コロナに感染したかなと思ったら？

新型コロナウイルス感染症が疑われるときの検査や、陽性判定後の療養の流れをお知らせします。

「特集2」新型コロナウイルス感染症対策

## 症状のある方

### 受診前に事前相談


- **かかりつけ医がいる場合**  
かかりつけ医へ電話で相談
- **かかりつけ医がない、相談先が分からない、夜間休日の場合**  
診療・検査医療機関へ電話で相談  
または受診・相談センターへ  
電話 **019-651-3175**  
FAX **019-626-0837**

受付時間/24時間(土日・祝日を含む)

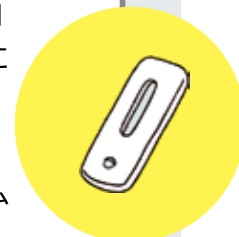
※12月15日以降は、いわて健康フォローアップセンター電話 0570-089-005 (24時間対応) に統合されますので、こちらをご利用ください。

### 自宅などで検査

65歳未満、重症化リスクが低い、症状が4日以上続いていない、メールでの連絡が可能な方が利用できます。

- **いわて検査キット送付センターから検査キットを送ってもらう** 申し込みはこちら▶ 
- **ネットや薬局などで検査キットを購入する**

検査キットは、「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」として国に承認されたものに限り、  
「研究用」は対象外です。  
(承認状況は、厚生労働省ホームページで公表しています。)



### 診療・検査医療機関で検査

陽性の場合、医療機関の案内に従って手続き・療養

感染不安があり、薬局などで、無料の検査を受けた方

## 陽性と判定

いわて陽性者登録センターに登録をお願いします。

### 【登録に必要なもの】

- **キットの写真**または**検査結果通知の写真**
- **身分証明書の写真**

### 【登録はこちら】



申し込みフォーム



注意点

※宿泊療養施設の入所や食料支援、パルスオキシメーターの貸与、健康サポートなどを受けるためには、「いわて陽性者登録センター」への登録が必要です。

左ページに続く